

登録速報（適用拡大）

農 薬 名：ジャスモメート液剤

登 録 番 号：第 21051 号

適用拡大登録日：平成24年1月25日

適用拡大登録内容：農薬登録申請書第7項中、

①作物名「温州みかん」の目的に「花芽抑制による樹勢の維持」を追加する。

②作物名「温州みかん」のプロヒドロジャスモンを含む農薬の総使用回数を「2回以内」に変更する。

【変更前】

作物名	使用目的	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	プロヒドロジャスモンを含む農薬の総使用回数
りんご	着色促進	500 倍	収穫開始予定日の30～25日前但し、収穫14日前まで	1 回	立木全面散布	1 回
ぶどう (巨峰)			満開後35～40日但し、収穫30日前まで		果房散布	
温州みかん	浮皮軽減	1000～2000 倍	収穫予定日の3ヶ月前但し、収穫45日前まで		果実散布(ジ [®] ベリン3.3～5ppm液に加用)	

【変更後】

作物名	使用目的	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	プロヒドロジャスモンを含む農薬の総使用回数
りんご	着色促進	500 倍	収穫開始予定日の30～25日前但し、収穫14日前まで	1 回	立木全面散布	1 回
ぶどう (巨峰)			満開後35～40日但し、収穫30日前まで		果房散布	
温州みかん	花芽抑制による樹勢の維持	2000 倍	収穫直後～収穫約1ヶ月後		立木全面散布又は枝別散布(ジ [®] ベリン10ppm液に加用)	2回以内
	浮皮軽減	1000～2000 倍	収穫予定日の3ヶ月前但し、収穫45日前まで	果実散布(ジ [®] ベリン3.3～5ppm液に加用)		

当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
温州みかんの「花芽抑制による樹勢の維持」に関する注意事項を追加し、
第8項「使用上の注意事項」を下記のとおり変更する。

【変更後】

- (1)調製した希釈液は、長時間放置せずに使い切ること。
- (2)希釈液を調製した容器及び使用器具は使用后十分に洗っておくこと。
- (3)容器等は圃場等に放置せず、適正な方法で処理をすること。
- (4)ぶどうの着色促進の目的で使用するときの注意
 - ①果粉の溶脱を生じる恐れがあるので、薬液が着きすぎないように、散布後、棚の針金または枝を軽く振って余分の薬液を落とすこと。
- (5)りんごの着色促進の目的で使用するときの注意
 - ①着色不良となりやすい地域で使用する。
 - ②効果の確認されている品種は、紅玉、シナノスイート、ジョナゴールド、つがる、ふじ、である。
 - ③上記品種以外の品種に対して本剤をはじめて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けるか、自ら事前に薬効及び薬害を確認した上で使用すること。
- (6)温州みかんの花芽抑制による樹勢の維持目的で、ジベレリンと混用して使用するときの注意
 - ①衰弱した樹勢のものに使用しても期待した効果が得られない場合があるので、衰弱した樹には使用しないこと。
 - ②低温が続いた年（極端な低温の年）または花芽の減少が予測される裏年の場合は、遅い時期の低濃度処理を心がけること。
 - ③使用時に、必ずジベレリン 10ppm 液に加用すること。
 - ④散布の際は薬液が葉先からしずくとなり落下する程度に散布すること。
 - ⑤ジベレリン剤の使用上の注意事項を厳守すること。
- (7)温州みかんの浮皮軽減目的で、ジベレリンと混用して使用するときの注意
 - ①着色が遅延することがあるため、貯蔵用の温州みかんで使用すること。
 - ②使用時に、必ずジベレリン 3.3～5ppm 液に加用すること。
 - ③果実表面に充分付着するようにていねいに散布すること。
 - ④処理により薬斑が残ることがあるため、使用に当たっては病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
 - ⑤ジベレリン剤の使用上の注意事項を厳守すること。
- (8)本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。